

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	税務課	整理番号	1-1
許認可等の種類	地方税の臨時の税務書類の作成等の許可			
根拠法令条例等・条項	税理士法第50条			
許認可等の概要	臨時に地方税に関する申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることの許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>◎税理士法 (臨時の税務書類の作成等) 第50条 国税局長(地方税については、地方公共団体の長)は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、2月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び公益社団法人又は公益財団法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。</p> <p>◎税理士法施行令 (臨時の税務書類の作成等を許可する役職員の属する法人その他の団体) 第14条 法第50条第1項ただし書に規定する政令で定める法人その他の団体は、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合及び商工会とする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日			
期間の制定根拠	伺定(平成21年4月1日)			